

野洲市景観条例施行規則

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）並びに野洲市景観条例（平成24年野洲市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法及び省令並びに条例において使用する用語の例による。

（条例第2条第3号の規則で定める工作物）

第3条 条例第2条第3号の規則で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 煙突又はごみ焼却施設
- (2) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）に該当するものを除く。）
- (3) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (4) 彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (5) 高架水槽
- (6) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (7) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (8) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
- (9) 送電線鉄塔及びその電線路

（行為の届出）

第4条 省令第1条第1項及び条例第7条第1項に規定する届出書は、景観計画区域内における行為の届出書（様式第1号）とする。

2 条例第7条第1項の規則で定める図書は、別表に定める図書とする。この場合において、行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適当と認める縮尺の地図をもってこれらの図面に代えることができる。

（変更届出書）

第5条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書に、同条第1項の規定による届出に添付した図書のうち、当該変更に関係のあるものであって当該変更の内容を表示したものを添付して行うものとする。

（勧告の手続、公表等）

第6条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第9条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 勧告に係る行為の場所及び内容
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、条例第9条第3項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、法第16

条第3項の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与える旨その他必要な事項を通知するものとする。

4 前項の通知を受けて意見を述べようとする者は、文書により意見を述べるものとする。

(通知)

第7条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書(様式第3号)に、省令第1条第2項及び第3項並びに条例第7条第1項に規定する図書を添付して行うものとする。

(規則で定める行為)

第8条 条例第10条第1号の規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

(1) 次に掲げる建築物の新築、増築、改築又は移転

ア 建築物(塀を除く。)の新築、増築、改築又は移転で、その新築、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの(新築、増築又は改築後の建築物の高さが5メートルを超えることとなるものを除く。)

イ 高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の塀の新築、増築、改築又は移転(増築又は改築後の塀の高さが1.5メートル又は長さが10メートルを超えることとなるものを除く。)

(2) 次に掲げる工作物の新設、増築、改築又は移転(増築又は改築後のアからエまでに掲げる工作物の高さ又は長さが、それぞれアからエまでに規定する高さ又は長さを超えることとなるものを除く。)

ア 次条第3号に掲げる工作物で、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のものの新設、改築、増築又は移転

イ 第3条第1号から第8号までに掲げる工作物で、高さが5メートル以下のものの新設、増築、改築又は移転

ウ 次条第4号に掲げる工作物で、高さが1.5メートル以下のものの新設、増築、改築又は移転で、その新設、増築、改築又は移転に係る部分の築造面積の合計が100平方メートル以下であるもの

エ 第3条第9号及び次条第5号に掲げる工作物で、高さが13メートル未満のものの新設、増築、改築又は移転(ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(昭和59年滋賀県条例第24号。以下「県条例」という。)第9条第1項第2号に規定する琵琶湖景観形成特別地区内における新設、増築、改築又は移転を除く。)

(3) 次に掲げる建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

ア 建築物(塀を除く。)の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、その外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下であるもの

イ 第1号イに規定する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(4) 第2号アからエまでに規定する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(5) 次に掲げる木竹の伐採

ア 高さが5メートル以下の木竹の伐採

イ 林業を営むために行う木竹の伐採

(6) 次に掲げる屋外における物件の堆積

ア 高さが 1.5 メートル以下の屋外における物件の堆積で、その物件の堆積に係る部分の面積が 100 平方メートル以下であるもの

イ 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での屋外における物件の堆積

ウ 物件の堆積の期間が 30 日を超えて継続しないもの

(7) 切土により生ずるのり面の高さが 1.5 メートル以下で、かつ、長さが 10 メートル以下の土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、その開墾、採取、掘採その他土地の形質の変更に係る部分の面積が 100 平方メートル以下であるもの

(8) 盛土により生ずるのり面の高さが 1.5 メートル以下で、かつ、長さが 10 メートル以下の水面の埋立て又は干拓で、その埋立て又は干拓に係る部分の面積が 100 平方メートル以下であるもの

(9) 滋賀県文化財保護条例（昭和 31 年滋賀県条例第 57 号）に規定する滋賀県指定有形文化財又は滋賀県指定有形民俗文化財に指定された建築物等の増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(10) その他市長が景観形成上支障のないものとして特に認める行為

（条例第 10 条第 2 号の規則で定める工作物）

第 9 条 条例第 10 条第 2 号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

(1) 第 3 条第 1 号及び同条第 3 号から第 9 号までに掲げる工作物

(2) 第 3 条第 2 号に掲げる工作物（第 5 号に該当するものを除く。）

(3) 垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの

(4) 汚水又は廃水処理する施設

(5) 電気供給のための電線路若しくは有線電気通信のための線路又はこれらの支持物（第 3 条第 9 号に該当するものを除く。）

（規則で定める法令又は他の条例の規定に基づく許可等を要する行為）

第 10 条 条例第 10 条第 3 号の規則で定める法令又は他の条例の規定に基づく許可、認可、届出、協議等を要する行為は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に規定する地域森林計画の対象となっている民有林又は保安林における開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更、木竹の伐採又は水面の埋立て若しくは干拓で、同法による許可を要する行為とする。

（規則で定める地域、地区等）

第 11 条 条例第 10 条第 4 号の規則で定める地域、地区等は、次に掲げるものとする。

(1) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に規定する国定公園（同法第 33 条第 1 項に規定する普通地域を除く。）

(2) 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域

(3) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）に規定する都市公園

(4) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に規定する地区計画及び住宅地高度利用地区計画の区域

(5) 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に規定する再開発地区計画の区域

(6) 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号）に規定する沿道地区計画の区域

(7) 集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）に規定する集落地区計画の区域

(8) 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全

地区

- (9) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に規定する河川区域
- (10) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に規定する史跡、名勝及び天然記念物の指定地域、伝統的建造物群保存地区並びに重要伝統的建造物群保存地区
- (11) 滋賀県立自然公園条例（昭和 40 年滋賀県条例第 30 号）に規定する滋賀県立自然公園（普通地域を除く。）
- (12) 滋賀県自然環境保全条例（昭和 48 年滋賀県条例第 42 号）に規定する滋賀県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
- (13) 滋賀県文化財保護条例に規定する滋賀県指定史跡、滋賀県指定名勝及び滋賀県指定天然記念物の指定地域並びに滋賀県選定伝統的建造物群保存地区
（条例第 10 条第 5 号の規則で定める公共団体）

第 12 条 条例第 10 条第 5 号の規則で定める公共団体は、次に掲げる公共団体とする。

- (1) 日本下水道事業団
- (2) 独立行政法人国立病院機構
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (4) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (7) 独立行政法人都市再生機構
- (8) 独立行政法人水資源機構
- (9) 独立行政法人環境再生保全機構
- (10) 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人
- (11) 地方住宅供給公社
- (12) 地方道路公社
- (13) 土地開発公社
- (14) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」という。）

2 条例第 10 条第 5 号に規定する国の機関、県の機関その他規則で定める公共団体が行う行為で、規則で定めるものは、条例第 2 条第 3 号に規定する大規模建築物等の新築等とする。

（変更命令及び原状回復等命令）

第 13 条 法第 17 条第 1 項の規定による命令は、変更命令書（様式第 4 号）により行うものとする。

2 法第 17 条第 5 項の規定による命令は、原状回復等命令書（様式第 5 号）により行うものとする。

（身分証明書）

第 14 条 法第 17 条第 8 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第 6 号）によるものとする。

（景観影響調査）

第 15 条 法第 16 条第 1 項の規定による届出（県条例第 9 条第 1 項第 1 号に規定する琵琶湖景観形成地域内における大規模建築物等の新築若しくは新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「新築等」という。）に係るものに限る。）をしようとする者は、当該届出に係る行為が景観

に与える影響の調査を行い、その調査の結果を記載した景観影響調査書（以下「調査書」という。）を作成し、当該届出の 30 日前までに市長に提出しなければならない。ただし、当該届出が次に掲げる行為に係るものであるときは、この限りでない。

- (1) 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内及び法令又は他の条例に基づいて定められた地域、地区等で第 11 条に掲げるものの区域内で行われる行為
- (2) 環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 5 条から第 27 条までの規定による環境影響評価に関する手続を経ている行為
- (3) 滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）第 6 条から第 22 条までの規定による環境影響評価に関する手続を経ている行為

2 市長は、前項の規定による調査書の提出があったときは、当該調査書の内容について野洲市景観審議会の意見を聴かななければならない。

3 前 2 項の規定は、法第 16 条第 5 項の規定による通知（県条例第 9 条第 1 項第 1 号に規定する琵琶湖景観形成地域内における大規模建築物等の新築等に係るものに限る。）をしようとするものについて準用する。この場合において、第 1 項中「当該届出の 30 日前までに」とあるのは、「当該通知をするときに」と読み替えるものとする。

（省令第 8 条第 1 項第 6 号に掲げる事項を通知する方法）

第 16 条 省令第 8 条第 2 項の景観行政団体が定める方法は、同条第 1 項第 6 号に掲げる事項を示した縮尺 2500 分の 1 以上の図面を送付する方法とする。

（景観重要建造物を表示する標識）

第 17 条 法第 21 条第 2 項に規定する標識は、景観重要建造物指定標識（様式第 7 号）によるものとする。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第 18 条 条例第 15 条第 4 号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要建造物の滅失を防ぐ措置を講じること。
- (2) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。

（景観重要樹木を表示する標識）

第 19 条 法第 30 条第 2 項に規定する標識は、景観重要樹木指定標識（様式第 8 号）により行うものとする。

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

第 20 条 条例第 19 条第 3 号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等のおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講じること。

（審議会の会長）

第 21 条 野洲市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議等）

第 22 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
(専門部会)

第 23 条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。

(専門部会の議事)

第 24 条 第 22 条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

- 2 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、又は会長が求めるときは、その結果又は経過を会長に報告しなければならない。
- 3 審議会は、その議決により、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(関係者の出席)

第 25 条 会長及び部会長は、審議会及び専門部会の議事に関して、必要があると認めるときは、その会議に関係者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(その他)

第 26 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則中第 21 条から第 25 条までの規定は平成 24 年 4 月 1 日から、その他の規定は同年 6 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

行為の種類	図書		備考
	種類	明示すべき事項	
1 建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の新築、新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置	
	配置図（おおむね200分の1以上の縮尺のもの）	方位、敷地の境界線、敷地内の建築物等の位置及び規模、届出に係る建築物等と他の建築物等の別並びに緑化装置（樹木の位置、樹種及び樹高）	(1) 高さ13メートル以上又は4階建て以上の建築物に係る届出にあつては4面以上、その他のものにあつては2面以上とする。 (2) 建築物等の移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る届出にあつては、カラー写真に代えることができる。
	立面図（おおむね200分の1以上の縮尺のもので、着色したもの）	外周部の仕上材、色彩、開口部の位置及び附属設備	
透視図（着色したもの）	届出に係る建築物等及び周辺の景観	高さ13メートル以上又は4階建て	

			以上の建築物等に 係る届出に限る。た だし、増築若しくは 改築で小規模のも の、外観を変更する こととなる修繕若 しくは模様替又は 色彩の変更にあっ ては、カラー写真に 代えることができ る。
	現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラ ー写真（撮影方向を配置図に示すこと。）	
2 開発行為又 は土地の開墾、 土石の採取、鉱 物の掘採その 他土地の形質 の変更	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の 位置	
	地形図（おおむ ね500分の1以 上の縮尺のも の）	方位、行為地を含む周辺の地形の現況、 行為の区域及び行為時における遮蔽措置 （遮蔽物の種類、構造、位置及び高さ（垣 及び柵については色彩、樹木については樹 種））	
	土地利用計画 図（おおむね 500分の1以上 の縮尺のもの）	方位及び行為後の土地利用計画（土石の 採取又は鉱物の掘採に類するものにあっ ては、事後措置）	
	断面図（おおむ ね500分の1以 上の縮尺のも の）	行為の前後における土地の縦断面図及び 横断面図	
	のり面断面図	のり面の措置	

	(おおむね50分の1)		
	以上の縮尺のもの)		
	現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を地形図に示すこと。)	
3 木竹の伐採	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置	
	現況図(おおむね500分の1以上の縮尺のもの)	方位、付近の土地利用の状況(森林を含む場合は、おおむねの樹種及び樹高を示すこと。)、伐採区域並びに伐採する木竹の種類及び高さ	
	現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を地形図に示すこと。)	
4 屋外における物件の堆積	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置	
	配置図(おおむね200分の1以上の縮尺のもの)	方位、敷地の境界線、物件の堆積する位置及び高さ並びに遮蔽措置(遮蔽物の種類、構造、位置及び高さ(垣及び柵については色彩、樹木については樹種))	
	現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を配置図に示すこと。)	
5 水面の埋立て又は干拓	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置	
	地形図(おおむね500分の1以上の縮尺のもの)	方位、行為地を含む周辺の地形の現況及び行為の区域	
	土地利用計画	方位及び行為後の土地利用計画	

	<p>図（おおむね500分の1以上の縮尺のもの）</p>		
	<p>断面図（おおむね500分の1以上の縮尺のもの）</p>	<p>行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図</p>	
	<p>のり面断面図（おおむね50分の1以上の縮尺のもの）</p>	<p>のり面の措置</p>	
	<p>現況写真</p>	<p>行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真（撮影方向を地形図に示すこと。）</p>	

※

受付日	年 月 日
受付番号	

景観計画区域内における行為の(□変更)届出書

年 月 日		
(あて先) 野洲市長		
届出者 住所 〒		
氏名	㊞	
法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名		
電話番号	()	
届出内容に 住所 〒		
係る照会先 氏名	㊞	
電話番号	()	
景観法第16条第1項・第2項の規定により、次のとおり届け出ます。		
景観形成地域・地区の別	<input type="checkbox"/> 琵琶湖景観形成地域(琵琶湖景観形成特別地区を含む。) <input type="checkbox"/> _____沿道景観形成地区 <input type="checkbox"/> _____河川景観形成地区 <input type="checkbox"/> 上記以外の景観計画区域	
行為の場所	野洲市 番地 丁目	
行為の期間	着手予定 完了予定 年 月 日 年 月 日	
行為の種類	(ア) 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	(イ) 工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
	(ウ) 開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	(エ) 木竹の伐採
	(オ) 屋外における物件の堆積	(カ) 水面の埋立て又は干拓
他法令による地域、地区等その他必要な事項		
変更理由		

行為の内容	建築物	敷地内の位置			形態・意匠		
		用途			構造	造階建て	
		区分		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積		m ²	m ²	m ²	
		建築面積		m ²	m ²	m ²	
		延べ面積		m ²	m ²	m ²	
		最高の高さ		m	m	m	
		仕上材料	屋根	()			
			外壁	()			
		色彩	屋根	()			
	外壁		色相()/彩度()/明度()				
	工作物	種類・用途			構造	造	
		区分		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積		m ²	m ²	m ²	
		築造面積		m ²	m ²	m ²	
		最高の高さ		m	m	m	
		長さ		m	m	m	
		色彩		()			
				色相()/彩度()/明度()			
	開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	目的及び行為の面積			のり面の高さ及びのり面の措置		
		遮へい措置			事後措置		
	木竹の伐採	伐採しようとする木竹の種類、高さ、規模(面積又は本数)				事後措置	
	屋外における物件の堆積	物件の種類、高さ、面積				遮へい措置	
水面の埋立て又は干拓	埋立て、干拓の面積			護岸の高さ		護岸の措置	
				m			
緑化措置及び樹木等の保全措置							
その他景観形成のため特に配慮した事項							

記入上の注意

- 1 景観法第16条第2項に規定する届出の場合、本届出書の題名の口にレを記入してください。
- 2 届出者欄及び届出内容に係る照会先欄の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 届出内容に係る照会先欄には、設計者、施工者等届出者以外の者へ照会を希望する場合に記入してください。
- 4 行為の種類欄には、(ア)～(カ)の該当する事項に○印を付してください。
- 5 他法令による地域、地区等その他必要な事項欄には、用途地域、高度地区、河川保全区域等他法令により指定された地域、地区等があれば記入してください。
- 6 変更理由欄には、行為の変更の届出の場合に記入してください。
- 7 仕上材料・色彩欄の()内には、届出に係る部分と同一棟に従来からの建築物が接続する場合に、その既存部分の状況を記入してください。
- 8 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にあつては、行為に係る部分の面積を延べ面積欄に記入してください。
- 9 仕上材料欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入してください。(例 日本瓦、波型スレート、小口タイル等)
- 10 色彩欄上段には、色調をできるだけ詳しく記入してください。(例 淡いグリーン、薄い灰色等)
- 11 色彩欄下段には、日本工業規格Z8721で定めるマンセル値(日本工業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性の値をいう。)を記入してください。
- 12 緑化措置及び樹木等の保全措置欄には、敷地内の樹木の樹種、本数並びに既存の木竹又はヨシ等の有無及びその保全措置を記入してください。
- 13 変更の届出の場合は、変更に係る事項の欄には変更後のものを記入し、その後に変更前のものを朱書きで記入してください。
- 14 この届出書には、行為の種類に応じて野洲市景観条例施行規則別表に定める図面等(行為の変更の届出にあつては同表に定める図面のうち変更に係る必要なもの)を添付すること。
- 15 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図書に詳しく記入してください。
- 16 ※欄は記入しないでください。
- 17 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

(3/3)

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

野洲市長



勸 告 書

年 月 日付けで届出のあった行為については、野洲市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法(平成16年法律第110号)第16条第3項の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、野洲市景観条例(平成24年野洲市条例第2号)第9条第3項の規定により、勧告に従わない旨、勧告の内容その他必要な事項を公表する場合があります。

記

1 届出のあった行為

2 適合しないと認められる理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

様式第3号(第7条関係)

(表)

※

受付日	年 月 日
受付番号	

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日			
(あて先) 野洲市長			
届出者 住所 〒			
氏名	㊟		
法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名			
電話番号	()		
通知内容に 住所 〒			
係る照会先 氏名	㊟		
電話番号	()		
景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。			
景観形成地域・地区の別	<input type="checkbox"/> 琵琶湖景観形成地域(琵琶湖景観形成特別地区を含む。) <input type="checkbox"/> _____沿道景観形成地区 <input type="checkbox"/> _____河川景観形成地区 <input type="checkbox"/> 上記以外の景観計画区域		
行為の場所	野洲市 番地 丁目		
行為の期間	着手予定 完了予定 年 月 日 年 月 日		
行為の種類	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> (ア) 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更 </td> <td style="width: 50%;"> (イ) 工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更 </td> </tr> </table>	(ア) 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	(イ) 工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
(ア) 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	(イ) 工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更		
他法令による地域、地区等その他必要な事項			

(裏)

行為の内容	建築物	敷地内の位置			形態・意匠		
		用途			構造	造階建て	
		区分		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積		m ²	m ²	m ²	
		建築面積		m ²	m ²	m ²	
		延べ面積		m ²	m ²	m ²	
		最高の高さ		m	m	m	
		仕上材料	屋根	()			
			外壁	()			
	色彩	屋根	()				
		外壁	色相()/彩度()/明度()				
	工作物	種類・用途			構造	造	
		区分		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積		m ²	m ²	m ²	
		築造面積		m ²	m ²	m ²	
		最高の高さ		m	m	m	
		長さ		m	m	m	
色彩		()					
		色相()/彩度()/明度()					
緑化措置及び樹木等の保全措置							
その他景観形成のため特に配慮した事項							

記入上の注意

- 1 通知内容に係る照会先欄には、設計者、施工者等通知者以外の者へ照会を希望する場合に記入してください。
- 2 行為の種類欄には、(ア)又は(イ)の該当する事項に○印を付してください。
- 3 他法令による地域、地区等その他必要な事項欄には、用途地域、高度地区、河川保全区域等他法令により指定された地域、地区等があれば記入してください。
- 4 仕上材料・色彩欄の()内には、届出に係る部分と同一棟に従来からの建築物が接続する場合に、その既存部分の状況を記入してください。
- 5 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にあつては、行為に係る部分の面積を延べ面積欄に記入してください。
- 6 仕上材料欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入してください。(例 日本瓦、波型スレート、小口タイル等)
- 7 色彩欄上段には、色調をできるだけ詳しく記入してください。(例 淡いグリーン、薄い灰色等)
- 8 色彩欄下段には、日本工業規格Z8721で定めるマンセル値(日本工業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性の値をいう。)を記入してください。
- 9 緑化措置及び樹木等の保全措置欄には、敷地内の樹木の樹種、本数並びに既存の木竹又はヨシ等の有無及びその保全措置を記入してください。
- 10 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図書に詳しく記入してください。
- 11 ※欄は記入しないでください。
- 12 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

様式第4号(第13条関係)

(表)

第 号
年 月 日

様

野洲市長

印

変 更 命 令 書

年 月 日付けで届出のあった行為については、野洲市景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないと認められるので、景観法(平成16年法律第110号)第17条第1項の規定により、下記の措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第102条第1号の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。

記

1 届出のあった行為

2 適合しないと認められる理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

(裏)

この命令処分について不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、野洲市長に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づき、異議の申立てをすることができます(ただし、当該処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることはできません。)

また、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過するまでに、野洲市を被告として(野洲市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(ただし、当該処分の日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。)

なお、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、当該決定の日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。)

様式第5号(第13条関係)

(表)

第 号
年 月 日

様

野洲市長

印

原 状 回 復 等 命 令 書

第 号により通知した変更命令に係る行為については、景観法(平成16年法律第110号)第17条第5項の規定により、原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第101条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

記

1 届出のあった行為

2 適合しないと認められる理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

(裏)

この命令処分について不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、野洲市長に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づき、異議の申立てをすることができます(ただし、当該処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることはできません。)

また、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過するまでに、野洲市を被告として(野洲市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(ただし、当該処分の日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。)

なお、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、当該決定の日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。)

様式第6号(第14条関係)

(表)

身 分 証 明 書		第 号
(写真) 縦 3 cm × 横 2.5 cm	所属	
	職名	
	氏名	
上記の者は、景観法第17条第6項に規定する原状回復等又は同条第7項に規定する立入検査若しくは立入調査を行う職員であることを証する。		
年 月 日		
野洲市長		印

9センチメートル

6センチメートル

(裏)

景観法(抜粋)
(変更命令等)
第17条

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。(以下略)

7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

様式第8号(第19条関係)

景 観 重 要 樹 木 指 定 標 識			
指定番号	野洲市指定 第 号	指定年月日	年 月 日
名称			
この標識は、景観法第30条第2項の規定により設置するものです。			

↑ 20センチメートル以上 ↓

← 30センチメートル以上 →